

令和4年度の国民健康保険被保険者証 更新が始まります！

健康保険課より
大切な
お知らせです！



3月中は、**そら色**の被保険者証（令和3年度）



納期内納付されていない方は
郵送されませんので
窓口交付となります



4月からは、**うぐいす色**の被保険者証（令和4年度）をお使いください。

被保険者証は令和4年4月1日～令和5年3月31日までの有効期限です。

※そら色の被保険者証は4月以降ご自身で破棄してください。

被保険者証は受取り間違いが生じないように**簡易書留で郵送**いたしますので、ご自宅にてお受取りください。
なお、国保税の未納のない方を対象に、3月中に発送を予定しておりますので、4月以降もご自宅に届いていない場合は、お手数ですが石垣市役所 健康保険課までご連絡ください。

郵送時にご不在で、郵便局の保管期間が過ぎたものは石垣市役所 健康保険課に返戻されますので、窓口に取り取りに来てください。（再送は致しません。）



書留郵便
で～す！

下記の方は、従来通り窓口でのお手続き後に更新となります。

住所地特例の方 （継続＆新規）

- ・在園（在所）証明書
- ・ご本人のマイナンバーが分かるもの
- ・来庁者（家族または施設の方）の顔写真付身分証明書



※お手続きは3月31日までに必要書類をお持ちの上ご来庁ください

修学特例（マル学）の方 （継続＆新規）

- 【在学中の方（継続）】
- ・学生証または在学証明書の写し
- 【新入生（新規）】※転出届後に手続き
- ・入学証明書または入学金領収書の写し
- ・お子様のマイナンバーが分かるもの
- ・来庁保護者の顔写真付身分証明書



◆修学特例（マル学）とは
進学のために住所を異動（転出）し、保護者の仕送りのみで生計を立てている学生の被保険者証を、石垣市在住の保護者の世帯員として引続き利用できるようにするための手続きです。卒業または退学（休学）など、学生ではなくなった場合は喪失の届け出が必要になります。

下記に該当する方は有効期限が異なりますので、ご確認をお願いいたします。

★ 令和4年度中に70歳を迎える方

70歳の誕生日月の月末までの有効期限になっております。（1日生まれの方は前月の末日）

※例 8月11日誕生日⇒有効期限：8月31日 8月1日誕生日⇒有効期限：7月31日

新しい保険証は、被保険者証兼高齢受給者証となり、交付は誕生日の月

（1日生まれの方は前月）に書留郵便で郵送されますのでご自宅でお受け取りください。



★ 令和4年度中に75歳を迎える方

75歳の誕生日の前日までの有効期限になっております。

※ 10月11日誕生日⇒有効期限：10月10日

新しい保険証の交付は、お誕生日の前月にハガキが郵送されますのでハガキを持参のうえ窓口にお越しください。



★ 外国籍の方

令和4年度中に在留期限を迎える方は、被保険者証の有効期限も在留期限と同じになります。在留期限を更新されたら被保険者証の更新となりますので、健康保険課までお越しください。

When you update a residenc card, it is necessary to get a new National Health Insurance card afterwards.